

第100回安来市議会定例会 12月定例会議 総務企画委員長報告

令和3年12月15日

去る12月1日に開議されました本会議において、本委員会に付託されました「議第4号 安来市交流センター条例の一部を改正する条例制定について」及び「議第8号 安来市過疎地域持続的発展計画を定めることについて」の2件の議案について、7日に総務企画委員会を開催し、審査した結果並びに経過をご報告いたします。

はじめに、審査結果については、「議第4号」、「議第8号」とも全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について申し上げます。

「議第4号」では、執行部より、安来中央交流センター第4会議室を教育委員会専用とすることから、該当の使用料区分を削除する旨の改正であることの説明がありました。委員からは、現在の利用状況や今後の使用内容の確認はありましたが、特に異論はなく、採決では、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

「議第8号」では、執行部より、本計画は、県の方針や、国が示している計画策定例に基づくとともに、第二次安来市総合計画、第二期安来市まちひとしごと創生総合戦略、安来市公共施設総合管理計画と整合性を図り策定するもので、現在は、パブリックコメントを経て、県との法定協議が完了している状況であるとの説明がありました。

質疑応答では、委員より、「前回の計画も5年間の計画とし、一部変更等行いながら進めてこられたが、今回も同様か」との質問に対し、執行部からは、「いわれるとおりで、必要に応じ見直しを行い、その都度議会へご説明させていただきたい」との答弁でした。

また、委員より、「市にとって、過疎計画を策定するメリットを教えてください」との質問に対し、執行部からは、「メリットとして大きいのは過疎債を起債できること、次に固定資産税の課税免除が挙げられる」との答弁でした。

さらに、委員より、「過疎債が有利なのはわかるが、そのことばかりに焦点がいくのではなく、公共施設の管理については、もう少し現実をみながら事業を進めていただきたい」との意見もありました。

採決では、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務企画委員長報告といたします。